

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十二号）  
（社会福祉課）

### 一 趣旨

地域の実情を踏まえ、民生委員の定数を改定するものである。

### 二 内容

民生委員の定数が変更となる十二市町の定数を改定する。

（例）行田市

百五十七人 ↓ 百六十七人（十人）

### 三 施行期日

令和四年十二月一日